

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に限る。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第1条の2第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>規則で定める日数</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に限る。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第1条の2第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が<u>同項の規則で定める日数</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至</p>

いて勤務した期間

(2) 第1条の2第2項に規定する者以外の第2号会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（4箇月以内の期間を定めて任用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) [略]

3～18 [略]

るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第1条の2第2項に規定する者以外の第2号会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が同項の規則で定める日数以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で第1条の2第2項に規定する勤務した日が同項の規則で定める日数以上ある月が1月以上あるもの（4箇月以内の期間を定めて任用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) [略]

3～18 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算につい

て適用する。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年岩手県条例第2号。以下「整備条例」という。）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「<u>新条例</u>」という。）第1条の2第2項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）の<u>新条例</u>第1条の2第2項に規定する勤務した日が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>新条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>新条例</u>第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例第1条の2第2項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）の<u>同条例</u>第1条の2第2項に規定する勤務した日が<u>同項の規則で定める日数</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例</u>第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける者に対する<u>職員</u>の退職手当に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の整備条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用する。